

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
6月16日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 一 特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定(環境政策課)……………
 - 二 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)……………
 - 三 農用地利用配分計画の認可(農業振興課)……………
 - 四 区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(水産振興課)……………
 - 五 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(三件)(道路建設課)……………
 - 七 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課)……………
 - 九 道路の位置の指定(建築指導課)……………
- 公告
 - 一 平成二十七年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)……………
 - 二 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………
 - 二 ○漁調委告示
 - 二 漁業法第六十七条第一項の規定による指示……………



山口県告示第二百九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十七年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
 - 下松市大字東豊井字開作九〇九の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
 - 六価クロム化合物、一・一・一ジクロロエチレン、シス一・一・一ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

山口県告示第二百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月十六日

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
大下 俊博	平原はり灸院	宇部市東平原二丁目六番三〇一―号	平成二六、七、一
友田 功	はり、灸、マツサージ優癒	未広町四番四〇―一号	〃
藤田 智己	藤田治療院	居能町三丁目二番一八号	〃
立野 隆也	天神針灸治療院	常盤町一丁目三番三〇号	〃
橋本かつ代	橋本鍼灸院	新天町一丁目六番一四号	一六
中島 徹	中島はり灸院・整骨院	西岐波一〇―三三	一
山田浩一郎	やまだ治療院	中央町三丁目一四番一〇号	〃
富永 強	コスモス治療院トミナガ	東須恵二六六五	〃
岩崎 洋治	岩崎はりきゅう整骨院	一九五一の三	〃
小西 将文	下松鍼灸院	下松市栄町一丁目五番二号	〃
伊藤美知子	妙見はり灸院	中市一丁目一〇番二八号	〃
井神 孝士	宮前鍼灸院・整骨院	東豊井一五〇七の一七	〃

藤本 洋志	さくら治療院	岩国市川下町一丁目五番一九号	〃	〃	〃
山本 幹	やまもと整骨鍼灸院	南岩国町一丁目一三番三七号	〃	〃	〃
嶋田與毛一	嶋田鍼灸治療院	南岩国町五丁目七番一六号	〃	〃	〃
鷲 由美子	はりきゅう治療院 bi庵	南岩国町二丁目七八番三〇号	〃	〃	〃
森脇みなみ	みなみ鍼灸接骨院	熊毛郡平生町尾国二〇の一	〃	〃	〃
金森 民子	金森鍼灸院	光市中村町一三番二一〇号	〃	〃	〃
山崎 淳	ひかり治療院	虹ヶ丘六丁目一四番八号	〃	〃	〃
渡辺 真二	渡辺鍼灸院	山口市下市町七番一六号	〃	〃	〃
笹貫 浩子	はりきゅうマツ サージ和鍼堂	折本二丁目四番九号	〃	〃	〃
中村 剛	なかむら鍼灸接骨院	大内御堀一八四五の七	〃	〃	〃
有田 欣人	ありた鍼灸院	大内長野七五五の九	〃	〃	〃
長廣 達也	鍼灸マツサージ温 故心庵	名田島一六七三	〃	〃	〃
岩政 淳由	柳井治療院	周南市一番町四一七七の六	〃	〃	〃
岩谷 宏一	げんぎ堂鍼灸整骨院	周陽二丁目一番二二号	〃	〃	〃
平山 陽介	海風鍼灸院	築港町一番八号	〃	〃	〃
増山 須美	すみ治療院	長門市東深川一四一の五	〃	〃	〃
岡崎 克彦	岡崎治療院	防府市警固町一丁目一四番二 号	〃	〃	〃
吉永 真紀	まき鍼灸室	美和町二番四八号	〃	〃	〃
永田多敬代	奥原鍼灸院	柳井市東土手一番八号	〃	〃	〃
森光 幸子	はりせんぼん治療院	南町七丁目九番九号	〃	〃	〃
藤重 健一	ふじしげ鍼灸院	神代二九八五	〃	〃	〃
寄山 光洋	まちの樹鍼灸整骨院	柳井四七〇九の一	〃	〃	〃

山口県告示第二百一十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年六月十六日 山口県知事 村岡 嗣 政

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積 (平方メートル)
農事組合法人ファーム ながかわち	下関市豊北町大字田耕 三一八	下関市豊北町大字田耕 字高松二九五七ほか六 筆	一八〇四五
農事組合法人朝生	六七九二の五	字鬼ヶ原台八三〇一	一、八七一
堀江 右三	清未東町五丁目 七四四	清未東町四丁目 三六七の八	六八六
農事組合法人吉田 ファーム	大字吉田地方二 五五一の一	大字吉田字吉毛 六九一の三ほか二八二 筆	四一七、七三二
農事組合法人内日三町 生産組合	大字内日上二五 五〇	大字内日下字さ して六三三の一ほか五 筆	一〇、一一三
農事組合法人松屋	工領開作一四四	王喜字津井三丁 目一三一五ほか二二筆	六三、九五〇
農事組合法人八南の郷	宇部市大字車地七〇三	宇部市大字瓜生野字東 五九八の一ほか六筆	一三、一一一
農事組合法人ファーム 一七	大字小野九三九	大字小野字花香 九九七七の四ほか八一 筆	一三五、五〇三
農事組合法人里山うつ ぎ	大字小野一〇 四五	大字小野字一 ノ稗畑一九ほか二五筆	三五、〇一〇
農事組合法人市小野	大字小野一六一 五の一	大字小野字ごう どう七九の一ほか七 二筆	一九三、四九七
株式会社ミライエファ rm	山口市徳地島地一四〇 の四	山口市徳地堀字掛ケ五 〇四ほか一七筆	一九〇一五
徳原 一彦	仁保下郷一八四	仁保下郷字堂面 五七二の一ほか六筆	九〇八〇
三輪 敏之	小郡円座東町三 番二二号	秋穂二鳥字南前 七ノ切三一六七	一、一六三
岡村 昭	徳地小古祖三三	徳地小古祖字才 契西村一〇〇ほか五筆	一一、〇三七
農事組合法人片山	阿東徳佐中五四 六の二	阿東徳佐中字中 木屋七二五の一	三、五七九
株式会社仁保農産	仁保上郷一六	仁保下郷字井手 七の一ほか六筆	九、四八二

徳田 文雄	山内農園株式会社	里農事組合法人ちきりの	有限会社原田ファーム	吉田 一則	中山ファーム株式会社	中村 芳男	山根 謙一	西 正文	有限会社名田島農産	増田 光良	株式会社おいしませファーム	農事組合法人向山	藤田 利成	農事組合法人新沖	伊藤 頼夫	農事組合法人ファームあまだ	長尾 誠大	農事組合法人仙在営農組合	農事組合法人きららファーム
〃	七八の〃	〃	〃	三五の〃	六八の〃	〃	〃	〃	〃	〃	番一〇〃	〃	〃	〃	九〃	〃	の〃	の〃	の〃
宮野下四八二	阿東徳佐上三七	上小鯖二〇二	名田島一二二三	阿東生雲東分六	阿東地福下二八	〃	三六七八	三五二八	名田島一四六	陶二一九六の三	小郡山手上町一	名田島三二六四	陶一四八の一	名田島二八二七	秋穂二島三八一	秋穂西一五七四	一五一七	二四八五	阿知須二四六一
四七の〃	六〃	三六三〃	一二〇〃	筆松原五二九	〃	三七八〃	三七二八〃	三六九五〃	三二〃	一五八八〃	〇六五〃	〇四九〃	三九〃	二七八九〃	七ノ切三〇〇	一六四二〃	一三八七〃	〇七九〃	二七八〃
宮野下字大塚五	阿東地福上字下	上小鯖字越味一	名田島字蔵ノ前	阿東生雲東分字	阿東地福上字下	字南若上	字南若上	名田島字榎野下	陶字塩田式五〇	名田島字屋敷附	深溝字五ノ通二	名田島字砂入二	陶字森ノ南三六	名田島字四ノ切	秋穂二島字南前	秋穂西字上天田	字向沢上	字榎尾六	阿知須字小嶋一
七、九七八	四三、九一五	四、二五一	二、七二五	一、七一六	七、二三四	二、九五七	五、六二九	九、一四一	一九、二四九	九、七〇七	五、三八四	八八、一九四	五、三〇五	四、五六六	五、五九四	一〇、八七二	一七、五四四	八、三九一	八、〇九〇

農事組合法人光農会	農事組合法人石城の里	松村 紀彦	有限会社平田工務店	農事組合法人下津領	山崎 秀樹	藤井 伸昌	中島 孝司	農事組合法人切畑ファーム	波多野辰夫	農事組合法人本郷原	後藤 亨	三戸 雅人	農事組合法人ひらばらのさと	農事組合法人長小野	農事組合法人むつみ	農事組合法人至福の里	農事組合法人二島西	中嶋 健聖	安田 順子	
号〃	光市大字三輪八八八	四六〃	九一〃	二〃	一〃	〇〃	の〃	二〃	四〃	三〃	二〃	九〃	の〃	四〃	九〃	の〃	一〃	〃	三九〃	
丸山町一五番一八	周東町中山一三	岩国市美和町波前二〇	〃	〃	大字台道四九一	大字佐野一九〇	大字台道五七〇	防府市大字切畑一〇六	大字高佐下二八二	大字下小川一〇三	三三一	大字吉部下三七九	大字紫福七五九〇	大字佐々並一九三	大字吉部下四〇九	萩市大字紫福六三三四一	秋穂二島一〇〇	陶一四九	徳地伊賀地二三	
五の〃	八五三〃	勢松田七〇三	田二八三	五二〃	四九九〃	割一九四八	八八九〃	丸田五二八	峠二七九八	下二四〇三	三七九〃	三六〇〃	六三七七	筆しく五〇六	筆四七六三	萩市大字紫福字引地六	筆寺二八〇	二〃	屋ケ浴二五一〇	
大字三井字坂本二	塩田字引地二	周東町田尻字伊	岩国市美和町長谷字沖	字砂田	大字台道字野地	大字佐野字五ノ	字西山	五ノ	大字高佐下字鼓ヶ	大字中川字市向	大字吉部下字谷頭	大字吉部上字奉公	大字紫福字受合七	大字佐々並字かい	大字吉部下字引明	〃	〃	〃	〃	徳地伊賀地字田
三、七五九	六五、六二六	一、六九四	二、八八四	八七、五五〇	一、〇三六	二〇、二五八	六、〇四五	三六、〇四二	六五、〇〇九	二、二八九	五、四二〇	九、六二〇	一三、八八一	一三、二三六	二五、七六九	四三三、九一八	四、三八一	一、七六一	二、八五九	

上妻 大希	東安下庄 [〃] 三五二 [〃] 大字	東安下庄 [〃] 字江堂 [〃] 二六二 [〃] 大字	三、一〇八
森川 翔平	西安下庄 [〃] 二五〇 [〃] の [〃] 一 [〃] 大字	五の四 [〃] ほか [〃] 二 [〃] 筆	一、三五六
池本 孝吉	柳井市新庄 [〃] 二九三 [〃] の [〃] 一 [〃] 大字	熊毛郡 [〃] 田布施 [〃] 町 [〃] 大字 [〃] 大 [〃] 波野 [〃] 字 [〃] 人数 [〃] 四 [〃] 一 [〃] 三 [〃] ほか [〃] 二 [〃] 筆	六、四〇九

二 認可年月日
平成二十七年六月八日

山口県告示第二百二十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成二十七年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 免許の内容たるべき事項

(一) 公示番号 区第二十八号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 ひじき養殖業

3 漁業の時期 十一月一日から翌年五月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市武久海水浴場及び同市金比羅町地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市武久町二丁目安瀬尻南端に設置した標識

B 〃 金比羅町長手瀬大岩頂上に設置した標識

点イ Aから一七八度五〇メートルの点

ロ Aから二〇九度三〇分五七〇メートルの点

ハ Bから三〇〇度五〇メートルの点

ニ Bから三〇〇度二〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市伊崎町二丁目及び伊崎町二丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二十九号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 ひじき養殖業

3 漁業の時期 十一月一日から翌年五月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市筋ヶ浜町地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市筋ヶ浜町身投岩突端に設置した標識

B 〃 金比羅町長手瀬大岩頂上に設置した標識

点イ Aから二八五度六二〇メートルの点

ロ Aから二七三度三三〇メートルの点

ハ Bから一八七度一三〇メートルの点

ニ Bから二七二度二八〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市伊崎町二丁目及び伊崎町二丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第三十号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 ひじき養殖業

3 漁業の時期 十一月一日から翌年五月三十一日まで

(三) 漁場の位置

(四) 下関市彦島迫町六丁目地先

漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

- 基点A 下関市彦島迫町六丁目彦島大橋南側橋脚北端
- 点イ Aから二七八度五六〇メートルの点
- ロ Aから二七八度九六〇メートルの点
- ハ Aから二三九度一、一三〇メートルの点
- ニ Aから二二七度七四〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市彦島海士郷町、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目及び彦島角倉町三丁目

(六) 制限又は条件
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第三十一号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市長府扇町地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

- 基点A 下関市長府扇町長府三号岸壁南端
- 点イ Aから一五四度九〇九メートルの点
- ロ Aから一四五度三六分一、二七七メートルの点
- ハ Aから二二二度四二分一、一七一メートルの点
- ニ Aから一一九度二二分七七五メートルの点

(五) 地元地区

下関市長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長

府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、長府松小田西町、長府江下町及び千鳥ヶ丘町

(一) 公示番号 区第三十二号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市長府扇町地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

- 基点A 下関市長府扇町長府三号岸壁南端
- 点イ Aから一〇一度二四分一四一メートルの点
- ロ Aから一一八度一八分四八三メートルの点
- ハ Aから八八度〇六分六〇四メートルの点
- ニ Aから五五度三八二メートルの点

(五) 地元地区

下関市長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、長府松小田西町、長府江下町及び千鳥ヶ丘町

(一) 公示番号 区第三十三号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市長府扇町地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書の提出期間及び時間

平成二十七年六月十六日から同年七月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年七月三十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所(電話〇八三一二三三―七二〇一)にすること。

山口県告示第二百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、県道岩国大竹線道路改良(森ヶ原第一トンネル)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 県道岩国大竹線道路改良(森ヶ原第一トンネル)工事

(一) 工事場所 岩国市御庄字久津神地内
(二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	一八九・〇メートル	一〇・七五メートル(車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十七年六月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が九百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書の提出期間及び時間

平成二十七年六月十六日から同年七月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年七月三十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九一―五四〇）にすること。

山口県告示第二百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三四号道路改良（高鉢山第三トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 一般国道四三四号道路改良（高鉢山第三トンネル）工事

(一) 工事場所 岩国市錦町宇佐字大滝地内

(二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	三五・五メートル	一〇・二五メートル（車道六・〇メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十七年六月十五日までに国土交通大臣又は都道府県

知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち最近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十七年六月十六日から同年七月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年七月三十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九一―五四〇）にすること。

山口県告示第二百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、中川広域河川改修排水機場排水機器製作輸送据付工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加

資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 中川広域河川改修排水機場排水機器製作輸送据付工事
- (一) 工事場所 宇部市大字妻崎開作字開二三二四ノ割地内
- (二) 工事の概要

名	称	数	量
ポン	プ	設	備
			一台

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が機械器具設置工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(機械器具設置工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十分以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十七年六月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(一)の機械器具設置工事の数値が千以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の機械器具設置工事の数値が六百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十七年六月十六日から同年七月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年七月三十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所(電話〇八三六一二一七二二五)にすること。

山口県告示第二百二十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
柳井市伊保庄字馬越六七〇の八、六七〇の九、六九二の二、六九五の三及び六九二の二地先並びに字開作六七三の二、六七三の三、六七五の六、六七五の七及び六七九の三	四・〇 八・〇	二二三・一	平成二七 六、 五



(二八二) 平成二十七年クリーニング師試験の実施
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成二十七年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十七年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成二十七年九月六日(日曜日)午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

平成二十七年七月十三日(月曜日)から同月三十一日(金曜日)まで(郵送の場合

は、七月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については、当該住所地の市役所)

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受験手数料

八千三百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三―九三三―二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年十二月二十六日山口県公告(四三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年六月十六日から同年七月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン防府

所在地 防府市八王子二丁目二九一の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十七年六月十六日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 塩谷 正 人

一 指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、^{いかり}錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐろまきえつり等」という。)は、禁止する。

A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)

B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)

C 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)

D 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)

(二) にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点)	平成二十七年七月一日から同年九月十五日まで
b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇九分五〇秒の点)	
c 北緯三四度五九分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点)	
d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇六分一〇秒の点)	
次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点)	
f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点)	平成二十七年九月十六日から平成二十八年一月三十一日まで
g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点)	
h 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇秒の点)	

- (三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。
- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐるまきえつり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
 - 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
 - 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
- (四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえつり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。
- (五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえつり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
- (七) 委員会が漁業調整上必要があるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。
- 二 指示の有効期間
平成二十七年七月一日から平成二十八年六月三十日まで

平成二十七年六月十六日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁